

## ▼質問内容

質問1	申請者(団体の構成員含む)の働きによる対価は、補助対象経費と考えてよろしいでしょうか。例えば、チラシのデザイン・印刷を外部の会社に5万円で委託できるところを、申請者自身がそれを行うことで、その経費を4万円見込み、差額の1万円分の経費削減を図るというものです。その他、会場で使用する什器のデザインや製作ための対価や、会場に様々な店舗を誘致する際に生じる各種連絡調整業務への対価などを想定しています。
質問2	企画、コンセプト、ネーミング、什器等の設計物、その他一切の提案内容における著作権・特許権等は、本プロポーザルの採否に関わらず、提案者に帰属するものと考えてよろしいでしょうか。また、提案内容のうち、外部に公開される情報があればご教示いただけますでしょうか。(採否により公開内容が異なるのであればそれも含めて。)
質問3	本プロポーザルの主催者側から特定の団体に対し、プロポーザルの応募依頼等の働きかけがなされる可能性はございますか。
質問4	大がかりな設営など、当日だけでは準備が間に合わないような場合には、事前に会場を使用することは可能でしょうか。場所や規模によるかと存じますが、共通する取り決めなどがございましたらご教示ください。

## ▼回答

回答1	あくまで補助金の対象となるのは住民活動団体（申請者）ですので、当該住民活動団体からチラシデザインや印刷、その他の業務を請け負った受託事業者へ支払う流れとなります。 補助対象経費として計上できるのは、受託事業者から領収書等が発行された場合に限ります。
回答2	令和8年度扶桑町にぎわい創出事業補助金等公募型プロポーザル実施要領（4）著作権等の権利に記載のとおり、企画提案書等の著作権は、企画提案書等を作成した者に帰属します。  補助金の採否に関わらず、外部への公開については、扶桑町情報公開条例及び扶桑町情報公開条例施行規則に基づき、所定の手続きがあった場合のみ公開します。（公開内容は、当該手続きの内容により異なるため明示不可。）  プロポーザルの結果補助事業者として採択された場合は、作成した企画提案書等の書類について扶桑町が必要と認める場合には、当該補助事業者にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写）することができるものとしています。
回答3	扶桑町から特定の団体に対し、プロポーザルの応募依頼等の働きかけを行うことはございません。ただし、団体からご相談があった場合においては、あくまで公募型プロポーザルであるため、補助金の採択をお約束するものではないことを説明した上で、相談内容によりプロポーザルへの参加を促す可能性があります。
回答4	令和8年度扶桑町にぎわい創出事業補助金等仕様書 3. 開催時期及び開催場所に記載のとおり、原則会場準備は事業実施前日および当日としています。ただし、公共施設以外の場所を使用する場合はこの限りではありません。